

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の策定について

これまで滋賀県では、高齢期において健康にいきいきと過ごせる期間(健康寿命)をできるだけ長く、そして、たとえ介護が必要になったとしても、その人らしい暮らしを最期の時まで続けられるよう、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供され、県民の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」を目指してきました。

いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控え、今後、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、滋賀県でも各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保が重要となってきます。

これらの状況を踏まえ、介護保険事業の主体である市町や関係団体等とともに2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、本計画を策定します。

1. 計画の性格等

- 老人福祉法第20条の9の規定に基づく老人福祉計画
- 介護保険法第118条の規定に基づく介護保険事業支援計画
計画の期間は3年間(次期計画：令和3年度から令和5年度)

2. 計画の検討状況について

基本理念(案)

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

基本目標(案)

- 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生のまちづくり
- 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化
- 高齢化のピークを見据えた着実なサービス提供体制の構築

特に強調したい視点（計画のポイント）（案）

○ 人材の確保・育成

外国人材も含めた介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

○ 地域の特性に応じた支援の充実

暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などが展開されるよう、住民やNPOなどの活動の促進や、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを支援するとともに、地域の特性に応じたサービス提供が実施されるよう、市町を支援します。

○ 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり

高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。

○ 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害時における日常生活の支援

感染症の流行などの非常時にあっても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、住み慣れた場所で日常生活がおくれる仕組みづくりを支援します。

3. 計画の構成（案）

別紙のとおり

4. 策定スケジュール（予定含む）

令和2年	7月	<u>高齢化対策審議会に諮問</u>
	//	国の基本指針案提示
	9月	<u>庁議（論議事項）</u>
	//	市町において（仮）サービス見込み量を設定
	10月	市町ヒアリング
	//	<u>厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）</u>
	11月	<u>庁議（協議事項）</u>
	12月	<u>厚生・産業常任委員会に報告（原案）</u>
	12月～令和3年1月	県民政策コメント・各市町への意見照会
令和3年	1月	<u>庁議（報告事項）</u>
	//	サービス見込み量再調整
	3月	<u>厚生・産業常任委員会に報告（案）</u>
	//	計画策定

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」骨子案

厚生・産業常任委員会資料4-2
令和2年(2020年)10月2日
健康医療福祉部医療福祉推進課

序章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 R3~R5の3年間



第1章 高齢者を取り巻く状況

(2020年 → 2025年 → 2040年)

高齢化率	[15~64歳]	59.8% → 59.2% → 54.7%
	[65歳以上]	26.3% → 27.5% → 32.7%
	[75歳以上]	13.2% → 16.0% → 18.4%
高齢者世帯	[単身世帯]	10.0% → 11.0% → 14.8%
	[高齢夫婦世帯]	12.6% → 12.6% → 13.5%
要介護認定率(※)		
ア 認定者数	[65歳以上]	65,073人 → 67,829人
イ 認定率	[65歳以上]	17.4% → 18.4%

10月中旬以降に
仮推計判明予定

※認定率のみ初年度は2019年

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

- (1) 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生のまちづくり
- (2) 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化
- (3) 高齢化のピークを見据えた着実なサービス提供体制の構築

特に強調したい視点(重点事項)

1 人材の確保・育成

外国人材も含めた介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

暮らしに身近なところでの健康づくりや介護予防活動などが展開されるよう、住民やNPOなどの活動の促進や、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを支援するとともに、地域の特性に応じたサービス提供が実施されるよう、市町を支援します。

3 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり

高齢化の進展や、病床の機能分化・連携などの地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービス需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを適切に、かつ一体的に提供できる体制整備を図ります。

4 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害時における日常生活の支援

感染症の流行などの非常時であっても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、住み慣れた場所で日常生活がおくれる仕組みづくりを支援します。

第3章 重点課題と施策

第1節 誰もがいきいきと活躍できる社会づくり

(1) 高齢者一人ひとりの取組の推進

- ① 生きがいづくり・社会参加(老人クラブ、レイカディア大学★等)
- ② 就労支援
- ③ 健康なひとづくり
- ④ 介護予防とリハビリテーション

(2) 共生のまちづくり

- ① 地域での共生社会づくり(支え合いの仕組みづくり、世代間交流)
- ② 健康なまちづくり、みんなでつくる「健康しが」、地域づくりによる介護予防(保健事業と介護予防の一体的実施:高齢者のフレイル予防★)
- ③ 安全・安心な滋賀の実現(交通安全、防犯、防災、感染症対策★)

★は重点的取組、下線は変更項目

主な現行指標

住民運営の
通いの場の数
(R1実) 2,247団体
(R2目) 1,250団体

第2節 暮らしを支える体制づくり

(1) 医療福祉・在宅看取りの推進

- ① 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進(QOD(クオリティ・オブ・デス)の推進★、感染症の流行による課題への対応★)
- ② 本人が望む形での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくり
- ③ 在宅療養を支える医療・介護資源の整備・充実
- ④ 新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成とスキルアップの仕組みの構築
- ⑤ 地域リハビリテーションの推進、要介護状態の改善と重度化予防

(2) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

- ① 地域包括支援センターの機能強化★
- ② 地域ケア会議の取組の推進
- ③ 在宅療養を支える多職種・多機関連携の推進
- ④ 入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進

(3) 高齢者の権利擁護の推進体制の構築

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 身体拘束廃止に向けたケアの工夫・改善
- ③ 高齢者の権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進

訪問診療を受ける
ことができる年間
実患者数
(H30実) 9,918人
(R2目) 10,380人

第3節 高齢化のピークを見据えた着実なサービス提供体制の構築

- ① 居宅サービス(訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等)
- ② 地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等)
- ③ 施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設および介護医療院等)
- ④ 居宅介護支援事業
- ⑤ 共生型サービス
- ⑥ その他のサービス(養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等)
- ⑦ 感染症や自然災害に強いサービス基盤づくり(感染症対策・物資の備蓄等)★
- ⑧ 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保

特別養護老人
ホームの定員数
(R1実) 6,703人
(R2目) 7,574人

第4節 高齢化のピークを支える介護職員等の確保・育成・定着の推進

- ① 介護職員等の確保(イメージアップの強化、外国人材受入推進★等)
- ② 介護職員等の育成等(キャリア形成に向けた支援等)
- ③ 介護職員等の定着(労働環境の改善等)
- ④ 介護現場の業務の改善(介護ロボット、ICT導入、業務効率化等)
- ⑤ 感染症に備えた職員の育成・確保★

介護職員数
(H30実) 19,200人
(R2目) 21,100人
(R7目) 24,200人

第5節 認知症の人や家族が自分らしく暮らす地域づくり

(1) 認知症とともに生きるためのそなえと医療・介護・福祉体制の充実

- ① 予防を含む認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進★
- ② 早期発見・早期対応ができる体制の充実
- ③ 本人の状況に応じた医療・介護等の提供
- ④ 地域における専門的支援体制の推進

(2) 認知症になっても地域で暮らし続けるためのバリアフリーの推進

- ① 若年(性)・軽度認知症施策の推進と社会参加★
- ② 認知症の人と家族を支える地域づくり(感染症を踏まえた支援★)

認知症相談医数
(R1実) 392人
(R2目) 400人

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 介護給付適正化に向けての取組(介護認定適正化、ケアプラン点検等)
- (2) 自立支援・重度化防止等に向けた市町(保険者)支援
- (3) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進(事業所指導、研修等)
- (4) サービス選択を可能にする仕組みづくり(介護サービスの情報公表等)

保険者機能強化に向けて「十分な県の支援がある」と回答する市町の数
(R1実) 11市町
(R2目) 19市町

第4章 計画の円滑な推進のために

市町の役割

- ・地域包括ケアの推進
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

県の役割

- ・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと医療・介護連携や地域包括ケアの推進などの市町の取組支援
- ・広域的なサービス基盤の整備と保健・医療・福祉サービスの人材確保